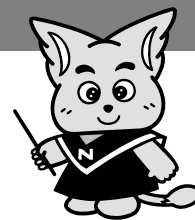


国民年金だより



「扶養親族等申告書」は期限までに提出を！

老齢もしくは退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります。

翌年支払われる年金から所得税の各種控除を受けるためには、現在、社会保険業務センターから送付の「扶養親族等申出書」を提出していただき、年金にかかる所得税の計算を行いますので、提出期限 **平成22年12月1日** までに社会保険業務センターへ提出してください。

提出が遅れたり、提出されなかった場合には、各種控除が受けられず、提出した場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されますので、ご注意ください。

なお、次の方は課税の対象となりませんので、申告書の提出は必要ありません。

- ・ 支払年金額（年額）が108万円未満の方（65歳以上は158万円未満の方）
- ・ 障害年金・遺族年金を受けている方

「扶養親族等申告書」に関するQ&A

〈Q 1〉 扶養親族等申告書が送付されてきましたが、扶養親族等がない場合も提出する必要がありますか？

〈A 1〉 当該申告書が提出されないとご自身の基礎控除等を受けることができませんので、控除を受けるために提出してください。

〈Q 2〉 申告書を提出した場合は、確定申告の必要はないのですか？

〈A 2〉 次のような方は、扶養親族等申告書を提出した場合でも、税務署に確定申告が必要となります。
・ 年の途中で、扶養親族等の人数が増減するなどにより申告した扶養親族等申告書の内容に変更が生じた方（扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます。）

- ・ 年金以外の収入（給与など）がある方
- ・ 他の公的年金を受給している方
- ・ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

〈Q 3〉 提出期限が過ぎてしまった場合、どうすればよいですか？

〈A 3〉 提出期限が過ぎてしまった場合でも、すみやかにご提出ください。

父子家庭に対する児童扶養手当について

現在、父子家庭のみなさまに対する児童扶養手当支給の申請を受け付けています。平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます。

※ただし、所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。

※公的年金を受けられる場合も、支給されません。

（平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。）

平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。なお、11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になりますので、ご注意ください。

くわしくは、役場保健福祉課（☎77-3614）までお問い合わせください。

